

## 三菱化学アンプラーグ職務発明対価請求控訴事件

### 【事件の概要】

職務発明の対価請求訴訟において、原告が明示の一部請求（請求額150万円）をしたところ、第1次第1審は消滅時効の完成を理由として請求を棄却したのに対し、第1次控訴審においては消滅時効は完成していないとして東京地裁に差し戻す判決がなされ、上告受理の申し立ても不受理となった。

差戻第一審（本件原審）の係属中に原告が訴えの変更により請求額を大幅に増額したのに対し、本件原審は、残額（増額分）についての消滅時効が中断していると判断して相当対価5900万円及びそれに対する平成10年10月8日以降の遅延損害金の支払いを命じた。

本件はその控訴審であり、本件原審と同じく残額についての消滅時効の中断を認めたいうえで、相当対価5900万円の支払を命じたものの、本件請求債権は期限の定めのない債権であるとして、遅延損害金の始期を履行の請求の翌日である平成19年2月2日に変更したという事例である。

### 【事件の表示、出典】

平成25年4月18日判決言渡 平成24年(ネ)第10028号、第10045号 職務発明の対価請求控訴、同附帯控訴事件  
最高裁HP

### 【参照条文】

特許法35条3項、民法166条1項、167条1項、147条1号、149条、153条、157条、412条3項、419条1項、404条、民事訴訟法147条、133条、143条2項

### 【キーワード】

職務発明の対価請求権の支払時期と消滅時効の起算点、一部請求と消滅時効、消滅時効の中断、裁判上の催告、遅延損害金の始期、期限の定めのない債権

## 1. 事実関係

※支払時期や消滅時効は全て実績補償金に関するもの)

年月日	裁判所・当事者	本件発明 1	本件発明 2
S48.9.1	本件発明等取扱規則施行 (S55.1.1 一部改訂)		
S56.1 月頃		原告が共同発明者の 1 人として発明	原告が共同発明者の 1 人として発明
S56.8.20		出願	
S63.11.10		登録	
H1.5.18			出願
<b>H5.10.7</b>		<b>発明実施</b> [第 1 次第 1 審] 支払時期到来&消滅時効の起算点	<b>発明実施</b>
H6.4.11			登録 [第 1 次第 1 審] 支払時期到来&消滅時効の起算点
H8.3.31	原告が被告会社を退職		
H9.6.27	原告が被告会社の理事を退任		
<b>H10.10.7</b>		[第 1 次控訴審、本件原審、本件判決] <b>支払時期到来&amp;消滅時効起算点</b>	[第 1 次控訴審、本件原審、本件判決] <b>支払時期到来&amp;消滅時効起算点</b>
H10.10.8		[本件原審] 遅延損害金発生	[本件原審] 遅延損害金発生
H13.11.21	本件特許報奨取扱い規則施行		
H15.10.7		[第 1 次第 1 審] 消滅時効完成	
H16.4.11			[第 1 次第 1 審] 消滅時効完成
<b>H19.2.1</b>	<b>履行催告</b>	[第 1 次控訴審] <b>消滅時効中断(民法 153 条)</b>	[第 1 次控訴審] <b>消滅時効中断(民法 153 条)</b>

<b>H19.2.2</b>		[本件判決] 遅延損害金発生	[本件判決] 遅延損害金発生
H19.2.13	消滅時効援用の意思表示		
<b>H19.5.18</b>	<b>第1次第1審訴え提起 (一部請求150万円)</b>	[第1次控訴審、本件原審、 本件判決] 民法153条によりH19.2.1 に消滅時効中断	[第1次控訴審、本件原審、 本件判決] 民法153条によりH19.2.1 に消滅時効中断
<b>H19.6.26</b>	第1回口頭弁論における訴状 陳述	[本件原審、本件判決] 裁判上の催告により残部の 消滅時効が中断	[本件原審、本件判決] 裁判上の催告により残部の 消滅時効が中断
H20.2.29	第1次第1審判決(消滅時効 完成を理由に請求棄却)		
H20.10.29	第1次控訴審判決(消滅時効 は未完成と判断して地裁に 差戻し)		
H21.5.20	上告受理に対する不受理決 定		
H21.8.17	差戻第一審(本件原審)にお いて、原告が請求額を2億 0535万9500円に増額(訴え の変更)	[本件原審、本件判決] 残部の消滅時効が確定的に 中断	[本件原審、本件判決] 残部の消滅時効が確定的に 中断
H22.2.10	請求額を2億4281万1241 円に増額(訴えの変更)		
H23.9.27	請求額を2億4281万1239 円に減縮(訴えの変更)		
H24.2.17	本件原審判決(5900万円+ H10.10.8以降の遅延損害金)		
H25.4.18	<b>本件判決(5900万円+ H19.2.2以降の遅延損害金)</b>		

原告は、被告に在職中の昭和56年1月ころ、共同発明者の1人として、本件発明1(特許番号第146581号、発明の名称「(3-アミノプロポキシ)ビベンジル類」)及び本件発明2(特許番号第1835237号、発明の名称「セロトニン拮抗剤」)をした。

本件各発明に係る医薬品は、一般名を塩酸サルポグレラート、商品名を①アンブラーグ錠50mg、②アンブラーグ錠100mg、③アンブラーグ細粒10%(併せて「アンブラーグ」)という。

被告の職務発明に関する規定としては、昭和48年9月1日施行（昭和55年1月1日一部改定・施行）の本件発明等取扱規則と平成13年11月21日施行の本件特許報奨取扱い規則がある。本件発明等取扱規則によれば、職務発明の対価としては、出願補償、登録補償及び実績補償の3種類の補償金ないし褒賞金が支払われることになっている。本件で問題となるのは、そのうちの実績補償である。以下に本件に関連する条項を引用する。

【本件発明等取扱規則】

第9条 会社が、特許権等に係る発明等を実施し、その効果が顕著であると認められた場合その他これに準ずる場合は、会社は、その職務発明をした従業員に対し、褒賞金を支給する。

【本件特許報奨取扱い規則】

第1条 本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「営業利益基準」とは、本報奨申請時の前会計年度から起算して連続する過去5会計年度における三菱化学株式会社（以下「会社」という。）の「対象事業」（第3号に定義されるところによる。）の営業利益（技術料収入を含む。）が次の各号に掲げる要件を充たす基準をいう。

（以下略）

第6条 （1項略）

2 報奨金は、「営業利益基準」の第1条第1号②（a）に該当する案件一件につき1年当たり金3千万円（税込み）とし、第1条第1号②（b）に該当する案件一件につき1年あたり金5千万円（税込み）とし、それぞれ同一金額が5カ年にわたり対象発明者に支払われる。ただし、表彰対象発明者が複数人いる場合は、かかる対象発明者で均等にこれを分けるものとする。

（以下略）

## 2. 争点

- ① 消滅時効の成否（消滅時効の起算点）
- ② 消滅時効の成否（一部請求と消滅時効）
- ③ 遅延損害金の始期

## 3. 本件訴訟の経緯

(1) 第1次第1審（東京地裁平成20年2月29日判決、平成19年（ワ）第12522号、民事第47部 阿部正幸裁判長）

原告は、31億3800万円又は15億6900万円から、受領済みの出願時補償金及び登録時補償金1800円を控除した残額の一部である150万円を請求。

(対価の支払時期について)

……したがって、勤務規則等に対価の支払時期が定められているときは、その支払時期によるものと解するのが相当であり、勤務規則等の定めによる支払時期が到来するまでの間は、相当の対価の支払いを受ける権利の行使につき法律上の障害があるものとして、その支払を求めることができないというべきである。そうすると、勤務規則等に、使用者等が従業者等に対して支払うべき対価の支払時期に関する条項がある場合には、その支払時期が相当の対価の支払を受ける権利の消滅時効の起算点となると解するのが相当である（最高裁平成15年4月22日第三小法廷判決・民集57巻4号477頁参照）。

特許法35条3項に基づく相当の対価の支払を受ける権利は、同条により認められた法定の債権であるから、権利を行使することができる時から10年の経過によって消滅する（民法166条1項、167条1項）。

(判決32頁)

(消滅時効について)

## 2 消滅時効について

### (1) 略

(2) 前記当事者間に争いのない事実等に記載のとおり、……である。

そうすると、本件発明等取扱規則により、本件発明1についての相当の対価の支払時期は、出願補償については出願時である昭和56年8月20日となり、登録補償については設定登録時である昭和63年11月10日となり、実績補償については、設定登録日よりも実施開始時の方が遅いため、実施開始時である平成5年10月7日となり、上記の各時点が消滅時効の起算点となる。また、本件発明2についての相当の対価の支払時期は、出願補償については出願時である平成元年5月18日となり、登録補償については設定登録時である平成6年4月11日となり、実績補償については、設定登録日の方が実施開始時よりも遅いため、設定登録日である平成6年4月11日となり、上記の各時点が消滅時効の起算点となる。

(以下略)

(3) そうすると、原告の本件発明1に係る相当の対価請求権及び本件発明2に係る相当の対価請求権は、いずれも、原告が、被告に対し、その履行を催告した平成19年2月1日（甲7の1、弁論の全趣旨。なお、本件訴えは、同催告から6か月以内の同年5月18日に提起された。）までに、その時効起算点から既に10年以上が経過しており、消滅時効が完成したというべきである。

被告は、原告に対し、平成19年2月13日ころ、消滅時効を援用する旨の意思表示をしたことが認められるから（甲7の2・3）、原告の本件発明1に係る相当の対価請求権及び本件発明2に係る相当の対価請求権は、いずれも時効により消滅した。

(4) 原告は、本件発明等取扱規則9条は、発明を実施し、当該発明の効果が顕著であることを実績補償の支払要件としているから、発明の実施後売上げに対する発明の効果が顕著であるか否かを判断するために必要な期間（実施後5年間、あるいは、少なくとも各年度ごとの実績に相当する分につき当該年度末）が経過した時点を実績補償の支払時期と定めたものである旨主張する。

しかしながら、本件発明等取扱規則9条の文言に照らし、同条項が、実績補償の支払時期を、「実施後売上げに対する発明の効果が顕著であるか否かを判断するために必要な期間」（実施後5年間又は各年度ごとの実績に相当する分につき当該年度末）が経過した時期とすることを定めたものであると解することはできない。すなわち、上記条項を原告が主張するように解釈し、実施後5年間又は各年度ごとの実績に相当する分につき当該年度末が経過するまで支払期日が到来しないとすることは、その時点まで従業者等が対価を請求することができないということを意味するのであり、本件発明等取扱規則9条の文言からは、そのような解釈を導くことはできない。原告は、その主張の根拠として、本件特許報奨取扱い規則及び職務発明取扱規則施行細則（乙1の5）を挙げる。しかしながら、本件発明等取扱規則は、昭和48年9月1日から施行され、昭和55年1月1日から一部改定・施行されたものであるのに対し、本件特許報奨取扱い規則は平成13年11月21日から施行されたものであり、職務発明取扱規則施行細則は平成18年4月1日から施行されたもの（実績時補償金については、平成17年4月1日以降に出願がされた職務発明にさかのぼって適用され、同年3月31日までに発明がされた職務発明については適用されない。）であるから、本件特許報奨取扱い規則や職務発明取扱規則施行細則があるからといって、直ちに、これらの規定を前提に、これらの規定との整合性を考慮して本件発明等取扱規則の条項を解釈すべきであるとはいえない。

（判決33～35頁）

（消滅時効について）

(5) 原告は、本件発明の実施開始時（アンプラーグの発売時）において、一従業員にすぎない原告が、本件発明の実績やその効果が顕著であるか否かを把握して、相当の対価を請求することは不可能である旨主張する。

しかしながら、職務発明について特許を受ける権利を使用者に承継させた場合に従業者が取得する相当の対価請求権は、承継の時に発生するものであるとあり、その相当の対

価の額は、「発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して」定められるものであって（特許法35条4項）、一定程度の不確定要素が伴わざるを得ないとしても、相当の対価請求権の発生時において、客観的に見込まれる利益の額として、「使用者等が受けるべき利益の額」を算定することは可能であり、まして、特許権の設定登録がされた発明が実施された時点以降においては、既実現化されている発明の実施の状況等を具体的に勘案して、「使用者等が受けるべき利益の額」を推計することができるというべきであるから、原告の上記主張は理由がない。

(判決35～36頁)

(本件特許報奨取扱い規則について)

### 3 本件特許報奨取扱い規則について

(中略)

上記事実に照らせば、仮に、本件特許報奨取扱い規則中に、実績補償について支払時期を定める規定が含まれていると解し得るとしても、同規則が制定・施行されたのは、既に原告が被告を退社し、あるいは、遅くとも、被告の理事を退任した後のことであるから、少なくとも、同規則中の支払時期の定めが原告に適用されることはないものと解される。

(以下略)

(判決37頁)

## (2) 第1次控訴審（知財高裁平成20年10月29日判決、平成20年（ネ）第10039号、知財高裁第2部 中野哲弘裁判長）

(消滅時効完成の有無について)

イ ところで、実績補償は本件発明等取扱規則9条が定めるように「会社が…発明等を実施し、その効果が顕著である」ときに支払時期が到来するものであるが、会社が発明を実施し、その効果を判定するためには一定の期間経過を必要とすることは道理であるから、上記規則9条は、会社が発明を実施しその効果を判定できるような一定期間の経過をもって実績補償に係る対価請求権の支払時期が到来することを定めたものと解するのが相当である。

そこで、どの程度の期間経過をもって実績補償にかかる対価請求権の支払時期と解すべきかであるが、被控訴人により平成13年11月21日から施行された本件特許報奨取扱い規則（甲9）の6条には職務発明者に「営業利益基準」に基づき一定の報

奨金が支払われることが、また1条に、上記「営業利益基準」が報奨申請時の前会計年度から起算して連続する過去5会計年度における対象事業の営業利益を基準とするものであることが規定されている。同規則は控訴人が被控訴人会社を退社ないし退任した後の平成13年11月21日から施行されたものであるとしても、5年をもって実績評価期間とする部分は、控訴人在職期間中から関係人の間で当然の前提とされていた内容を注意的に明文化したものと認めるのが相当であり、しかも、これが使用者と従業員の双方にとって不当に長いと解すべき事情も見当たらない。

そうすると、本件発明等取扱規則9条における実績補償の支払時期を決定する前提となる発明の客観的価値を認定するために必要とされる期間は5年ということになる。

ウ 以上によれば、本件発明等取扱規則9条における実績補償に係る相当対価の支払請求債権は、各職務発明の実施から5年を経過した時点が消滅時効の起算点となるところ、原判決4頁下5行～5頁13行のとおり、本件発明はいずれも平成5年10月7日に実施されたことが認められるから、本件発明の実績補償に係る相当対価請求債権の消滅時効の起算点は、それから5年を経過した平成10年10月7日ということになる。そして、控訴人は平成19年2月1日被控訴人に対しその履行を催告し（甲7の1、弁論の全趣旨）、同年5月18日に本訴を提起した（当裁判所に顕著な事実）から、上記消滅時効は上記催告時に中断したことになる。

(判決11～13頁)

**(3) 本件原審（知財高裁平成24年2月17日判決 平成21年（ワ）第17204号、民事第40部 岡本岳裁判長）**

(注) 裁判所法4条により、差戻審は、第1次第1審判決の取消理由となった第1次控訴審判決の判断に拘束されるため、本件原審は、本件各発明に係る相当対価の支払請求債権が遅くとも平成10年10月7日に請求可能な状態に至り、この日が消滅時効の起算点となったとの判断に拘束される。

(消滅時効の成否について－ 一部請求と消滅時効)

(2) 被告は、原告の請求のうち、当初の請求額である150万円を超える部分（増額部分）の消滅時効は平成10年10月7日から進行し、上記150万円の訴訟提起によってもその時効は中断せずに進行を続け、平成20年10月6日の経過をもって時効期間が満了し、被告の消滅時効の援用により増額部分の請求債権は時効消滅したと主張する。

しかし、数量的に可分な債権の一部につき一部であることを明示して訴えを提起し



た場合に、当該訴訟手続においてその残部について権利を行使する意思を継続的に表示していると認められる場合には、いわゆる裁判上の催告として、当該残部の請求債権の消滅時効の進行を中断する効力を有するものと解すべきであり、当該訴訟継続中「ママ」に訴えの変更により残部について請求を拡張した場合には、消滅時効を確定的に中断すると解するのが相当である。

本件において、原告は、訴状において、相当対価の総額として主張した約20億6300万円から既払額を控除した残額の一部として150万円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するとしつつ、「本件請求については時効の問題は生じないものと考えられるが、被告からいかなる主張がなされるか不明であるので、念のため、一部請求額を『150万円』として本訴を提起したものであり、原告は追って被告の時効の主張を見て請求額を拡張する予定である」として、本件訴訟手続において、残部について権利を行使する意思を明示していたと認められる。したがって、裁判上の催告により、当該残部の請求債権の消滅時効の進行は、遅くとも上記訴状を第1回口頭弁論期日において陳述した平成19年6月26日に中断し、その後、本件訴訟係属中に原告が訴えの変更により残部について請求を拡張したことにより、当該残部の請求債権の消滅時効は確定的に中断したものというべきであるから、被告の主張には理由がない。

被告が指摘する最高裁判所昭和34年2月20日第二小法廷判決（民集13巻2号209頁）は、明示的な一部請求における訴え提起による時効中断の効力を判示したものであって、被告の主張を根拠づけるものとはいえない。

（判決65～66頁）

（結論）

#### 4 結論

よって、原告の請求は、本件各発明に係る相当対価5900万円及びこれに対する平成10年10月8日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

（判決66頁）

#### 4. 本件判決（知財高裁平成25年4月18日判決、平成24年（ネ）第10028号、第10045号、第2部 塩月秀平裁判長）

本件判決は、本件原審判決と同様、相当対価の金額については5900万円と判示したものの、遅延損害金発生の起算点を、本件原審判決の平成10年10月8日から、原告が

被告に対して履行を催告した平成19年2月1日の翌日である平成19年2月2日に変更した。

(消滅時効の成否について)

## 2 消滅時効の成否について

(中略)

しかし、数量的に可分な債権の一部につき訴えを提起したとしても、当該訴訟においてその残部について権利を行使する意思を継続的に表示していると認められる場合には、請求されている金額についてその残部の訴訟物が分断されるものではなく、また、残部について催告が継続的にされていると認めることができるから、当該残部の債権についても消滅時効の進行が中断するものと解すべきである。そして、当該訴訟係属中に訴えの変更により残部について請求を拡張した場合には、消滅時効が確定的に中断する。

本件において、原告は、訴状において、相当対価の総額として主張した約20億6300万円から既払額を控除した残額の一部として150万円及びこれに対する遅延損害金の支払を請求するとしつつ、「本件請求については時効の問題は生じないものと考えられるが、被告からいかなる主張がなされるか不明であるので、念のため、一部請求額を『150万円』として本訴を提起したものであり、原告は追って被告の時効の主張を見て請求額を拡張する予定である」と記載していたのであるから、本件訴訟で時機を見て残部についても権利を行使する意思を明示していたと認められる。したがって、当該残部の請求債権の消滅時効の進行は、遅くとも上記訴状を第1回口頭弁論期日において陳述した平成19年6月26日に催告によって中断し、この催告は原告の特段の主張がない限り本件訴訟の係属中継続していたと認めるべきところ、その後、平成21年8月17日に原告が訴えの変更により残部について請求を拡張したことにより、当該残部の請求債権の消滅時効は確定的に中断したものである。

被告が指摘する最高裁判所昭和34年2月20日第二小法廷判決（民集13巻2号209頁）は、一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えの提起があった場合に、訴えの提起による消滅時効中断の効力は、その一部の範囲についてのみ生じ残部には及ばない旨を判示したものであって、原告が訴状において残部について権利を行使する意思を明示していた本件とは事案を異にする。被告が指摘する他の最高裁判所判決も、上記判断と抵触するものとはいえない。

(判決7頁)

(遅延損害金の始期について)

### 3 遅延損害金の始期について

(中略)

しかし、被告の発明等取扱規則又は特許報奨取扱い規則には、褒賞金の支払時期に関する定めはなく、上記の規定が、職務発明者の請求がなくとも被告が上記期間（当裁判所が拘束される第1次控訴審判決の判断における期間は5年である。）の経過を持って直ちに褒賞金の支払の履行がされるべき旨を定めたものと解することはできない。そして他に、褒賞金の支払期限が確定期限であるとの約束がされたことを認めるに足りる証拠もない。したがって、本件各発明に係る相当対価の支払請求債権は期限の定めのないものと認めざるを得ず、原告が主張するように、本件各発明が実施された平成5年10月7日から5年を経過した平成10年10月7日の翌日である同月8日からの遅延損害金の発生は認めることができない。

期限の定めのない債権の債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責めを負うところ、被告が原告から本件各発明に係る相当対価の支払請求債権の履行の催告を受けたのは平成19年2月1日であるから（甲7の1、甲39）、被告は同日をもって遅滞に陥る。したがって、本件各発明に係る相当対価の支払請求債権の遅延損害金は、その翌日である平成19年2月2日から発生する。

(判決8～9頁)

## 5. 一部請求と消滅時効に関する最高裁判例

### ① 最高裁昭和34年2月20日第二小法廷判決

【判決要旨】 1個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨明示して訴えの提起があった場合、訴え提起による消滅時効の中断の効力は、その一部の範囲においてのみ生じ、残部には及ばない。

裁判上の請求による時効の中断が、請求のあった範囲においてのみその効力を生ずべきことは、裁判外の請求による場合と何等異なるところはない。そして、裁判上の請求があったというためには、単にその権利が訴訟において主張されたというだけでは足りず、いわゆる訴訟物となったことを要するものであって、民法149条、同157条2項、民訴235条（注：現行民訴法147条）等の諸規定はすべてこのことを前提としているものと解すべきである。

それ故、債権の一部についてのみ判決を求める旨明示した訴の提起があった場合、訴提起による消滅時効中断の効力は、その一部の範囲においてのみ生じ、その後時効完成前残部につき請求を拡張すれば、残部についての時効は、拡張の書面を裁判所に提出したとき中断するものと解すべきである。（民訴235条（現147条）参照）若

し、これに反し、かかる場合訴提起と共に債権全部につき時効の中断を生ずるとの見解をとるときは、訴提起当時現行自身裁判上請求しない旨明示している残部についてまで訴提起当時時効が中断したと認めることになるのであって、このような不合理な結果は到底是認し得ない。

## ② 最高裁昭和45年7月24日第二小法廷判決

【判決要旨】 1個の債権の一部についてのみ判決を求める趣旨が明示されていないときは、訴え提起による消滅時効中断の効力は、当該債権の同一性の範囲内においてその全部に及ぶ。(交通事故による損害賠償請求事件)

1個の債権の一部についてのみ判決を求める趣旨を明らかにして訴を提起した場合、訴提起による消滅時効中断の効力は、その一部についてのみ生じ、残部には及ばないが、右趣旨が明示されていないときは、請求額を訴訟物たる債権の全部として訴求したものと解すべく、この場合には、訴の提起により、右債権の同一性の範囲内において、その全部につき時効中断の効力を生ずるものと解するのが相当である。

これを本件訴状の記載についてみるに、被上告人の本訴損害賠償請求をもって、本件事故によって被った損害のうちの一部についてのみ判決を求める趣旨であることを明示したものはなしがたいから、所論の治療費金5万0198円の支出額相当分は、当初の請求にかかる損害額算定根拠とされた治療費中には包含されておらず、昭和41年10月5日の第一審口頭弁論期日においてされた請求の拡張によってはじめて具体的に損害額算定の根拠とされたものであるとはいえ、本訴提起による時効中断の効力は、右損害部分をも含めて生じているものというべきである。

## 6. 最高裁平成25年6月6日判決（一部請求と消滅時効）

一部請求と消滅時効の論点については、本件判決の後、本年6月6日に次のような最高裁判決が出た。

【事案の概要】 本件は亡Aの遺言執行者である上告人Xが、被上告人Yに対し、未収金債権の支払を求める事案である。本件未収金債権は商行為によって生じた債権であり、その消滅時効期間は5年である。

H12.6.24 Yによる債務承認（残高証明書発行）

H17.4.16 XのYに対する支払催告（「本件催告」）

H17.10.14 Yに対し、本件未収金債権の総額3億9761万2141円の一部である5293万3243円の支払を求める訴え（「別件訴え」）を大阪地裁に提起。

H21.4.24 控訴審である大阪高裁は、Yの相殺の抗弁を認め、現存する本件未収金債権の額を7528万3243円であると認定し、Xの請求を全部認容する旨の判決(「別件判決」)を言渡し、別件判決は同年9月18日に確定した。

H21.6.30 Xは本件訴えを提起し、現存する本件未収金債権の額は7528万3243円であり、別件訴えに係る訴訟で請求していなかった残部2235万円の支払を求めた。

原審(大阪高裁平成23年11月24日判決 平成23年(ネ)第1492号)は、本件残部について、その金額が2235万円であると認定したものの、消滅時効が完成していると判断してXの控訴を棄却。Xが上告。上告棄却(消滅時効が完成していると判断された。)

(2) 所論②について

ア 明示的一部請求の訴えにおいて請求された部分と請求されていない残部とは、請求原因事実を基本的に同じくすること、明示的一部請求の訴えを提起する債権者としては、将来にわたって残部をおよそ請求しないという意思の下に請求を一部にとどめているわけではないのが通常であると解されることに鑑みると、明示的一部請求の訴えに係る訴訟の係属中は、原則として、残部についても権利行使の意思が継続的に表示されているものとみることができる。

したがって、明示的一部請求の訴えが提起された場合、債権者が将来にわたって残部をおよそ請求しない旨の意思を明らかにしているなど、残部につき権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り、当該訴えの提起は、残部について、裁判上の催告として消滅時効の中断の効力を生ずるといふべきであり、債権者は、当該訴えに係る訴訟の終了後6箇月以内に民法153条所定の措置を講ずることにより、残部について消滅時効を確定的に中断することができると解するのが相当である。

イ もっとも、催告は、6箇月以内に民法153条所定の措置を講じなければ、時効の中断の効力を生じないのであって、催告から6箇月以内に再び催告をしたにすぎない場合にも時効の完成が阻止されることとなれば、催告が繰り返された場合にはいつまでも時効が完成しないことになりかねず、時効期間が定められた趣旨に反し、相当ではない。

したがって、消滅時効期間が経過した後、その経過前にした催告から6箇月以内に再び催告をしても、第1の催告から6箇月以内に民法153条所定の措置を講じなかった以上は、第1の催告から6箇月を経過することにより、消滅時効が完成するといふべきである。この理は、第2の催告が明示的一部請求の訴えの提起による裁判上の催告であっても異なるものではない。

ウ これを本件についてみると、上告人は、本件催告から6箇月以内に、別件訴えを提

起したにすぎず、本件残部について民法153条所定の措置を講じなかったのであるから、本件残部について消滅時効が完成していることは明らかである。

## 7. 参考情報

### (1) 不法行為に基づく損害賠償請求権の履行時期と消滅時効の起算点

侵害訴訟における損害賠償請求は、不法行為（民法709条）に基づくものであるところ、その損害賠償請求権は、損害発生時に成立し、直ちに遅滞になるとされるので、加害者は損害発生時から遅延損害金を支払わなければならない。一方、消滅時効は、被害者又は法定代理人が「損害及び加害者を知った時」から3年で完成する（民法724条）。

### (2) 裁判上の催告

「催告」（民法153条）とは権利者が裁判外で請求することであるが、催告後6ヵ月以内に裁判上の請求等の他の強力な中断事由の手続をとると、催告の時点で時効中断の効力が生じる（民法153条）。

これに対し、裁判上の請求としての要件が満たされない場合でも、権利主張が継続的になされているとして、催告としての効力が認められる場合がある。これを「裁判上の催告」という（山本敬三民法講義I第2版489頁）。

たとえば訴えを提起した権利者が訴えを取下げると、「裁判上の請求」としての時効中断の効力はないが（民法149条）、催告としての一時的中断効は認められてよいとされる。しかし、訴えを取り下げた時点で既に6ヵ月を経過している場合は、催告による中断は認められない（民法153条）。この点、訴え提起の時点で「催告」がなされるが、訴え提起から訴え取下げの時点までは「催告」が継続しており（＝この間は催告に与えられた6ヵ月の猶予期間は進行しない）、訴えの取下げがあった時点から6ヵ月以内により強い時効中断措置をとれば、訴え提起の時点に遡って時効が中断されたとする考え方が「裁判上の催告」である（四宮民法総則第7版363頁）。

最高裁昭和53年4月13日第一小法廷判決（昭和50年（行ツ）第27号退職手当金請求上告事件）は、退職金債権の明示的一部請求訴訟において、権利者が、残額請求権についてもその権利存在の主張を維持し、債務の履行を欲する意思を表し続けていたものと認められる場合には、当該主張に残部債権に対する「裁判上の催告」の効力があるから、前訴終了後6ヵ月以内の残部請求訴訟の提起は、残額請求権についての消滅時効の中断事由となると判示した。

以下では、最近の特許訴訟における判断例を挙げる。

[知財高裁平成 21 年 2 月 26 日判決 平成 19 年（ネ）第 10021 号補償金請求控訴事件]

(3) 遅延損害金

(中略)

ところで、一審原告は、平成 15 年 10 月 20 日に本件訴訟を提起し、訴状送達日（平成 15 年 11 月 4 日）の翌日以降の遅延損害金を請求していたところ、一審被告は、平成 20 年 9 月 22 日の控訴審第 8 回口頭弁論期日で陳述した準備書面において、前記第 3、1 (9) の中間利息控除の主張をし、一審原告は、その後の平成 20 年 10 月 27 日に当裁判所に提出した訴え変更申立書において、遅延損害金の請求を平成 6 年 1 月 1 日以降の請求に拡張したものである。平成 10 年 10 月 26 日以前の遅延損害金請求権は、上記訴え変更申立書が提出された時点（平成 20 年 10 月 27 日）では、既に民法 167 条の定める消滅時効期間である 10 年を経過しているが、一審原告は、本件訴訟において当初から、訴状送達日の翌日以降であるものの、遅延損害金の請求をしていたのであるから、本件のように事実関係が複雑で元本債務が遅滞になる時期が不明瞭な事案にあっては、それより前の遅延損害金債権についても裁判上の催告（民法 153 条参照）をしていたものと認めるのが相当である。そして、上記訴え変更申立書の提出によって確定的に時効中断の効力が生じたものである。したがって、訴状送達日である平成 15 年 11 月 4 日の 10 年前である平成 5 年 11 月 5 日の後である上記の平成 6 年 6 月 28 日以降の遅延損害金債権は、いまだ時効により消滅していないことになる。

(判決 386～387 頁)

[東京地裁平成 22 年 6 月 23 日判決 平成 18 年（ワ）第 23550 号職務発明譲渡対価等請求事件]

5 争点(4) (消滅時効の成否) について

(1) 消滅時効期間の完成について

ア 略

イ 原告は、知財高裁平成 21 年 2 月 26 日判決・判例時報 2053 号 74 頁を根拠に、当初から訴状送達日の翌日以降の遅延損害金の請求をしていたことをもって、それ以前に発生した遅延損害金についても裁判上の催告をしていたものと解されるとして、訴えの変更申立書の提出により確定的に時効中断の効力が生じると主張する。

しかしながら、本件訴訟における請求は、訴え提起当初から一部請求としてされたものであって、時効中断の効果は、その一部の範囲についてのみ生じ、残部には及ばないと解される（最高裁昭和 31 年(オ)第 388 号同 34 年 2 月 20 日第二小法廷判決・民集 13 卷 2 号 209 頁参照）から、本件訴訟提起時にはその請求の対象とはされなかった訴状送達日（平成 18（2006）年 11 月 7 日）以前の遅延損害金につ

いて、裁判上の催告がされていたとみることはできない。また、前記知財高裁平成21年判決は、「事実関係が複雑で元本債務が遅滞になる時期が不明瞭な事案」であることを前提としたものであるのに対し、本件は、前記争いのない事実等(4)のとおり、原告は、平成12(2000)年度分以降、各年度の実績報奨金を受け取っていたことを前提に、本件訴訟を提起していることからすれば、実績報奨金の支払時期は明瞭であって、原告も支払時期を認識していたというべきであるから、「元本債務が遅滞になる時期が不明瞭な事案」であるというとはできず、本件とは事案を異にする。

したがって、本件においては、訴状送達日以前の遅延損害金債権について裁判上の催告がされていたというとはできないから、原告の前記主張は、採用することができない。

(判決140頁)

## 8. 検討

- ① 一部請求をして、後日請求拡張を予定している場合において、残部についても消滅時効を中断させるためには、一部請求である旨を明示しないか(前記最判昭和45年7月24日)、あるいは本件判決の原告(上告人)のように、当該訴訟手続においてその残部について権利を行使する意思を明示して、裁判上の催告としての効力を確保しておく必要があった。

しかし、最判平成25年6月6日(以下「平成25年最判」)は、当事者の意思をより合理的に解し、「明示的一部請求の訴えに係る訴訟の係属中は、原則として、残部についても権利行使の意思が継続的に表示されているものとみることができる。」と判示しており、これによれば、消滅時効の進行を中断するために、わざわざ本件訴状のような記載を入れる等して、残部に対する権利行使の意思を明示しておく必要はなくなる。

- ② 「裁判上の催告」は、訴えの変更による増額のみならず、平成25年最判のように別訴提起の場合も同様に当てはまり、前訴終了後6ヵ月以内に別訴を提起することにより、残部について確定的に消滅時効が中断する。但し、金銭債権の数量的一部請求訴訟で敗訴した原告が残部請求の訴えを提起することは、請求の当否を判断するためにはおのずから債権の全部について審理判断することが必要になり、結局紛争の蒸し返しになり、相手方の合理的期待に反し、相手方に二重の応訴の負担を強いることになることから特段の事情のない限り信義則に反して許されないと判示した最判平成10年6月12日に注意。
- ③ 一部請求と消滅時効に関する重要な先例とされている最判昭和34年2月20日(以下「昭和34年最判」)の射程は、本件判決も述べているとおり、あくまでも「訴えの提起による」消滅時効の効力が残部には及ばない旨を判示したものにすぎず、(裁判上の)催



告等の「訴えの提起」以外の時効中断事由による時効中断効が残部に及ぶか否かについて判示するものではないと解される。

④ 平成 25 年最判も、本件催告後に提起した別件訴え（明示的一部請求）における残部につき訴えの提起による時効中断効が及ばないことを前提としている点で、昭和 34 最判とは矛盾するものではないと解される。

⑤ 本件と平成 25 年最判のケースの比較。

平成 25 年最判のケースでは、最初の履行催告とそれから 6 カ月以内の裁判上の催告（残部について）の間に、消滅時効期間の満了が入っているのに対し、本件の場合、訴えの提起（残部についての裁判上の催告）までに消滅時効期間が満了していない点異なる。

本件	平成 25 年最判
H10.10.7 支払時期到来（消滅時効起算点）	H12.6.24 債務承認（消滅時効起算点）
H19.2.1 履行催告	H17.4.16 履行催告
H19.5.28 第 1 次第 1 審訴え提起（明示的一部請求）、残部につき裁判上の催告	H17.6.23 経過 消滅時効起算点から 5 年経過
H20.10.6 経過 消滅時効起算点から 10 年経過	H17.10.14 別件訴え提起（明示的一部請求）、残部につき裁判上の催告
H21.8.17 訴え変更により請求拡張（残部請求）	H21.6.30 本件訴え提起（残部請求）

## 9. 参照条文

### 【民法】

#### [消滅時効関連]

（時効の中断事由）

第 147 条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

#### 1 請求

2 差押え、仮差押え又は仮処分

3 承認

（裁判上の請求）

第 149 条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

（催告）

第 153 条 催告は、6 箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、……をしなければ

ば、時効の中断の効力を生じない。

(中断後の時効の進行)

第157条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

(消滅時効の進行等)

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 略

(債権等の消滅時効)

第167条 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

2 略

(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害および加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

## [遅延損害金関連]

(履行期と履行遅滞)

第412条 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から、遅滞の責任を負う。

2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知ったときから遅滞の責任を負う。

3 債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

(金銭債務の特則)

第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

(以下略)

(法定利率)

第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年5分とする。

## 【民事訴訟法】

(時効中断等の効力発生の時期)

第147条 時効の中断又は……のために必要な裁判上の請求は、訴えを提起した時又は第143条第2項(……)の書面を裁判所に提出した時に、その効力を生ずる。

(訴え提起の方式)

第133条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

(以下略)

(訴えの変更)

第143条 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。

2 請求の変更は、書面でしなければならない。

(以下略)

(弁護士 飯塚 暁夫)